

青森県報

第二千四百五十四号

平成十七年
三月十八日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……	一
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(団体経営改善課) ……	二
保安林の指定解除……………	(林政課) ……	二
右 同……………	(同) ……	二
都市計画の変更……………	(都市計画課) ……	三
右 同……………	(同) ……	三
都市計画事業計画の変更認可……………	(同) ……	三
右 同……………	(同) ……	四
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経営振興課) ……	四
主要農作物奨励品種の指定……………	(農林水産政策課) ……	五
主要農作物奨励品種の指定の取消し……………	(同) ……	六
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	六
都市計画対象事業に係る環境影響評価書の縦覧について……………	(都市計画課) ……	七

正 誤

平成十七年三月九日号外第十三号規則中……………(税務課) ……七

告 示

青森県告示第百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
小野寺歯科医院	上北郡野辺地町字下松ノ木平一の一	平成二〇一〇・三
くすし歯科医院	青森市久須志二丁目二〇の一	一六・二・五
木村脳神経クリニック	弘前市大字代官町九六の一	一六・二・三〇
はちのへ99クリニク	八戸市南類家五丁目一の八	一六・二・三
さくち眼科	八戸市大字三日町三〇の一	アク
住吉歯科医院	東津軽郡今別町大字今別字今別八四	"
千葉胃腸科内科医院	弘前市大字石渡三丁目一三の二	一七・一・三

青森県告示第百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
小野寺歯科医院	上北郡野辺地町字鳴沢三六の一	平成六・二・一
木村脳神経クリニック	弘前市大字代官町九六の一	一七・一・一
はちのへ99クリニック	八戸市南類家五丁目一の八	"
千葉胃腸科内科医院	弘前市大字石渡三丁目一三の二	一七・一・四
ハッピー・ドラッグ三内店	青森市大字三内字玉作二の七二	一七・二・一
こずえ薬局	弘前市大字城東中央四丁目二の一	"
きくち眼科	八戸市大字三日町三〇の一	一七・二・三
せきの歯科医院	青森市大字横内字亀井五九の三	一七・二・七
住吉歯科医院	東津軽郡今別町大字今別字今別八	一七・二・九

青森県告示第百九十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表横浜町区域の項の次に次のように加える。

野辺地町区域 野辺地町漁業協同組合の 地区	1 ほたてけた網漁業及び小型定置漁業
-----------------------------	--------------------

三の表野辺地町区域の項を削る。

青森県告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
〔西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の一九（次の図に示す部分に限る。）〕
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
北津軽郡市浦村大字十三字琴湖岳五三三の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画公園に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市開発部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、上北都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、上北町企画課、十和田市都市整備建築課及び天間林村企画室に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市

計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課及び下田町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十七年三月十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・三・一・二号浜田大野線外一線）

三 事業施行期間

平成十一年一月二十七日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、蟹田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年三月十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

蟹田町

二 都市計画事業の種類

蟹田都市計画下水道事業（蟹田町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十年十二月二十五日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十年十二月二十五日青森県告示第百五十一号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十年十二月二十五日青森県告示第百五十一号）の事業地に蟹田町大字中師字火箱沢を削除し、大字蟹田字丑ヶ沢、田ノ沢、上蟹田、鰐ヶ淵、桂淵、高銅屋及び大字中師字宮本地内において事業地を変更する。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ三沢大町店

三沢市大町二丁目二の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年九月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八八六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一六一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

開店時刻午前九時 閉店時刻午前零時（開店時刻年間七日間午前六時、年間三十日間午前八時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで（年間七日間午前五時三十分から午前

零時三十分まで、年間三十日間午前七時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十七年三月八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十七年三月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年七月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

主要農作物奨励品種の指定

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三

条第一項の規定により主要農作物の奨励品種を指定したので、同規程第四条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 種類の名称 水稻

二 品種の名称 「青系一三八号」

三 品種の来歴

「青系一三八号」は、「奥羽三四一号」を母とし、「山形四〇号」を父として交配した雑種の後代から育成された。平成五年に青森県農業試験場（現 農林総合研究センター）において人工交配を行い、同年温室で雑種第一代を栽培し、平成六年には雑種第二代から雑種第四代までの三世代を温室で栽培した。平成七年に雑種第五代で個体選抜を行い、平成八年（雑種第六代）以降は系統として栽培し、選抜を繰り返して固定を図ってきた。平成九年から平成十年まで生産力検定試験及び特性検定試験等に供し有望と認められたので、「青系一三八号」の地方番号を付し、平成十一年からはあおもり米優良品種選定試験に供し県内の地域適応性を検討してきた。平成十六年度で雑種第十四代である。

四 品種の特性の概要

1 形態的特性

(一) 移植時の苗丈は「ゆめあかり」より長く、「むつほまれ」並であり、苗の葉色は「ゆめあかり」よりやや淡く、「むつほまれ」並である。

(二) 生育初期から中期の草丈は、「ゆめあかり」より長く、「むつほまれ」並であり、茎数は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並である。葉色は「ゆめあかり」よりやや淡く、「むつほまれ」並である。

(三) 稈長は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」よりやや短く、穂長は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並であり、穂数は「ゆめあかり」よりやや少なく、「むつほまれ」並である。出穂以降の葉色は、「ゆめあかり」よりやや淡く、「むつほまれ」並である。止葉は、「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並にやや直立する。

(四) 稈の太さは「ゆめあかり」よりやや太く、「むつほまれ」並であり、倒伏抵抗性は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並の「強」である。

(五) 穂の粒着密度は、「ゆめあかり」並の「やや密」であり、「むつほまれ」よ

2 生態的特性
 (一) 出穂期及び成熟期は、「ゆめあかり」より二日程度、「むつほまれ」より一日程度遅く、「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並の「中生の早」に属する粳種である。

(二) 障害型耐冷性は、「ゆめあかり」より一ランク弱く、「むつほまれ」より一ランク強い「やや強」である。

(三) いもち病抵抗性は、葉いもち及び穂いもちともに「ゆめあかり」より二ランク強く、「むつほまれ」より一ランク強い「強」である。

(四) 穂発芽性は、「ゆめあかり」及び「むつほまれ」より発芽しにくい「難」である。

(五) 収量性は、「ゆめあかり」より高く、「むつほまれ」よりやや低い。

3 品質及び食味特性

(一) 玄米の粒長は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」よりやや長く、粒幅は「ゆめあかり」よりやや広く、「むつほまれ」並であり、粒厚は「ゆめあかり」よりやや厚く、「むつほまれ」並である。玄米千粒重は「ゆめあかり」より重く、「むつほまれ」並からやや重い。

(二) 玄米品質は、「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並の「上」の下」である。

(三) 適搗精時の搗精歩合・胚芽残存率及び精米白度は「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並であり、搗精に要する時間も「ゆめあかり」及び「むつほまれ」並である。

(四) 食味は、「むつほまれ」より明らかに勝り「ゆめあかり」よりやや勝る「上の中」である。

(五) 混米特性は、「むつほまれ」及び「ゆめあかり」並からやや勝る。

4 栽培適地

津軽西北地帯、南部平野内陸地帯、南部平野、津軽半島中部地帯。ただし、南部平野、津軽半島中部地帯については、気候が比較的温暖な地域のみ。

5 栽培上の留意点

(一) 施肥量は、「ゆめあかり」及び「むつほまれ」の地帯別施肥基準に準ずる。追肥は、幼穂形成期を確認して行う。

(二) 多肥栽培は、食味や品質の低下を招くので避ける。

(三) いもち病抵抗性は、葉いもち及び穂いもちとも「強」であるが、基準防除を行う。

(四) 障害型耐冷性は「やや強」であるが、幼穂形成期以降の低温時には深水管理を行い幼穂を保温する。

五 指定の理由

「青系一三八号」は、食味及び耐病性が「ゆめあかり」及び「むつほまれ」より優れ、収量性も「ゆめあかり」を上回るなど栽培特性が優れているほか、米卸業者を対象に行った市場調査の結果も良好であることから、奨励品種に指定することにより、県産米の競争力強化と安定生産に資する。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「むつかおり」

3 指定の取消しの理由

昭和五十六年三月に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

1 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「はまゆたか」

3 指定の取消しの理由

平成七年九月に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東充九六の一、九六の四から九六の一まで、九八の八から九八の一まで及び大字南浮田町字金沢街道ノ沢五三の一から五三の三二まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜三一三の四 工藤一亓

住 報

都市計画対象事業に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第一項及び第二十五条第一項第二号の規定により、都市計画道路下田六戸線・上北天間林線に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定に基づき、次のとおり公告し、評価書、要約書及び同法第二十四条の書面(以下「評価書等」という。)を縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤
平成十七年三月十八日	第六号	五	下	三	第二十一条第二項	第一条中青森県税条例施行規則第二十一条第二項

税 務 課

正 誤

- 一 都市計画決定権者の名称
青森県(代表者 青森県知事 三村 申吾)
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
- 1 名称 都市計画道路 下田六戸線・上北天間林線
- 2 種類 一般国道の改築
- 3 規模 四車線 延長約二十六キロメートル
- 三 都市計画対象事業が実施されるべき区域
- 1 起点 上北郡下田町
- 2 終点 上北郡天間林村
- 3 通過市町村 十和田市、六戸町、上北町、下田町及び天間林村
- 四 関係地域の範囲
十和田市、三沢市、七戸町、六戸町、上北町、東北町、下田町及び天間林村
- 五 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
- 1 縦覧場所
青森県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課、三沢市建設部都市整備課、七戸町建設課、六戸町企画財政課、上北町企画課、東北町企画課、下田町建設課及び天間林村企画室
- 2 縦覧の期間 平成十七年三月十八日(金)から平成十七年四月十八日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)
- 3 縦覧の時間
午前八時三十分から午後四時三十分まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭